

教育訓練給付について

平成31年 4月
厚生労働省

1. 教育訓練給付制度の概要

雇用保険制度の概要(体系)



※ 【 】内は平成29年度決算額。()内は平成31年度予算額。

※ 平成19年度以降、国庫負担の額は、当分の間、本来の額の55%とされている。また、平成29年度から平成31年度までの国庫負担の額は、29年雇用保険法改正により、特例的に本来の額の10%とされている。

教育訓練給付の概要

- 雇用保険は、労働者が失業し、求職活動を行う際の生活の安定等を図るための制度。一方、雇用の安定のためには労働者の主体的な能力開発が重要であることを踏まえ、「労働者が自ら費用を負担して、教育訓練を受講・修了した場合」に、その費用の一部を雇用保険制度で支給している。

	一般教育訓練給付（1998年12月制度開始）	専門実践教育訓練給付（2014年10月制度開始）
対象者	在職者 / 離職後1年以内 （妊娠、出産、育児、疾病等で教育訓練を受講できなかった場合は最大20年以内）の者	
給付内容	受講費用の 2割 （上限10万円）	受講費用の 最大7割 （上限年間56万円） ○ 受講費用の5割（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 修了後1年以内に、資格取得・就職等した場合は2割（上限年間16万円）を追加支給。
支給要件	被保険者期間 3年以上 （初回は 1年以上 ）	被保険者期間 3年以上 （初回は 2年以上 ）
受給者数	99,978人（2017年度実績）	13,229人（2017年度実績）
対象講座数	11,701講座（2019年4月時点）	2,407講座（2019年4月時点）
対象講座	<p>雇用の安定・就職促進に資する教育訓練を対象（右記以外）</p> <p>○ 訓練を通じて習得する能力に関する客観的目標が明確に設定された講座を幅広く対象とする。</p> <p>⇒典型的には、国家・民間資格の取得を目標とした講座</p> <p>※趣味的・教養的、入門的・基礎的な水準の訓練は対象外。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護職員初任者研修等） ○ 専門的サービス関係（社労士、税理士、司法書士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等） ○ その他（大学院修士課程等） </div>	<p>特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象（就職・在職率が一定割合以上であること等が要件。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格）の養成課程 （看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） ② 専門学校の職業実践専門課程等 （商業実務、経理・簿記等） ③ 専門職大学院（MBA等） ④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等） ⑤ 一定レベル以上のITに関する資格取得を目標とする課程 （情報処理安全確保支援士等） ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT等） ⑦ 専門職大学等の課程 ※2019年4月から適用

教育訓練給付の拡充について

- 人づくり革命基本構想等を踏まえ、一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ引き上げ。

【人づくり革命基本構想（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）】(抄)

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

(教育訓練給付の拡充)

一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。

教育訓練のコンセプト・イメージ・パフォーマンス評価

一般教育訓練（2割）

雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練



○訓練を通じて習得する能力に関する客観的目標が明確に設定された講座を、幅広く対象とする。

〔典型的には、公的職業・民間資格の取得を目標とした講座〕

※ 入門的・基礎的水準のものは、当然に対象外。

就職・在職率要件なし
受験率50%・合格率全国平均の80%等によりパフォーマンスを評価

拡充の対象となる訓練（4割）

即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練（専門実践教育訓練以外）



A：公的職業資格（業務独占資格・名称独占・必置資格）の養成課程（短期）
その他の公的職業資格の試験合格目標講座等

B：IT資格取得目標講座（ITSSL2以上）

C：ITLSに基づく新ITパスポート試験合格目標講座

D：文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム【60時間以上120時間未満】

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%によりパフォーマンスを評価

専門実践教育訓練（最大7割）

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練が指定対象



- ①公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格）の養成課程
【原則1年以上3年以内(一部120時間)以上】
- ②専門学校における職業実践専門課程等
【120時間以上】
- ③専門職大学院
- ④大学等における職業実践力育成プログラム
【120時間以上】
- ⑤高度IT資格取得目標講座
- ⑥第4次産業革命スキル習得講座
- ⑦専門職大学等

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%等によりパフォーマンスを評価

2. 直近の制度改革について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）の概要

- 就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の引下げ及び育児休業に係る制度の見直しを行うとともに、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化等の措置を講ずる。

1. 失業等給付の拡充(雇用保険法) 〈平成29年4月1日施行((4)は平成29年8月1日施行、(5)、(6)は平成30年1月1日施行)〉

- (1)リーマンショック時に創設した暫定措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則60日(最大120日)延長できることとする。
- (2)雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施する。
- (3)倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。〔30～35歳未満:90日→120日 35～45歳未満:90日→150日〕
- (4)基本手当等の算定に用いる賃金日額について、直近の賃金分布等を基に、上・下限額等の引上げを行う。
- (5)専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。〔最大60%→70%〕
- (6)移転費の支給対象に、職業紹介事業者(ハローワークとの連携に適さないものは除く。)等の紹介により就職する者を追加する。

2. 失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げ(雇用保険法、徴収法) 〈平成29年4月1日施行〉

保険料率及び国庫負担率について、3年間(平成29～31年度)、時限的に引き下げる。

〔保険料率 0.8%→0.6% 国庫負担率(基本手当の場合) 13.75%(本来負担すべき額(1/4)の55%)→2.5%(同10%)〕

3. 育児休業に係る制度の見直し(育児・介護休業法、雇用保険法) 〈平成29年10月1日施行〉

- (1)原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長を可能にする。
- (2)上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。

4. 雇用保険二事業に係る生産性向上についての法制的対応(雇用保険法) 〈公布日施行〉

雇用保険二事業の理念として、「労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする」旨を明記する。

5. 職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化(職業安定法) 〈平成29年4月1日施行((1)②、(2)～(4)は平成30年1月1日施行、(1)①は公布から3年以内施行)〉

- (1)①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象(※)に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。
〔※改正前はハローワークにおける新卒者向け求人のみ〕
- (2)求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告(従わない場合は公表)など指導監督の規定を整備する。
- (3)募集情報等提供事業(※)について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針(大臣告示)で定めることとともに、指導監督の規定を整備する。〔※求人情報サイト、求人情報誌等〕
- (4)求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける。

個人の学び直しの支援 ～教育訓練給付の拡充～

在職者等が、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講した場合、支払った経費の一部を支給する「教育訓練給付」(専門実践型)を拡充する。

※ 平成30年度予算 103億円 (専門実践教育訓練給付(教育訓練支援給付を含む))

(1) 助成対象講座の多様化、利便性の向上 (KPI: 2500講座 → 5000講座 (2022年まで))

① **IT**など就業者増が見込まれる分野の講座の増設

【高度情報セキュリティ資格をはじめ、IT分野等の高度・実践的スキルの修得を目標とする講座の拡充 (経産省と連携)】

② **子育て女性のための「リカレント教育」**の講座の増設

【子育て女性向けの職業実践性の高い短期間の講座の拡充 (文科省と連携)】

③ **土日・夜間講座**の増設、**完全eラーニング講座**の新設

【子育て女性、在職者、地方在住者等の受講機会の確保に資する講座の拡充】

平成30年1月1日施行

(2) 受講費用に対する給付の引上げ【**法律・省令**】

① **支給割合を引上げ** (4割 ⇒ 5割。資格取得等した場合は+2割。)

② **上限額の引上げ** (32万円 ⇒ 40万円。資格取得等した場合は+16万円。)

(3) 2回目以降に専門実践教育訓練給付を受けるために必要な**期間の緩和** (10年 ⇒ 3年)

※10年間の給付総額は、168万円を上限とする。

【**省令**】

(4) 離職後に**出産、子育て等でのブランク**が長くなっても**受給を可能**とする (4年 ⇒ 20年) よう取扱いを変更 【**省令**】

(5) 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者に対する教育訓練支援給付金 (暫定措置) の**引上げ** (基本手当の50% ⇒ 80%) 及び暫定期間の**延長** (平成30年度末まで ⇒ 平成33年度末まで)

【**法律**】

3. 関連データ

教育訓練給付の支給状況

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成18年度	138,982	55,617	83,365	10,343,182	4,920,416	5,422,766
平成19年度	122,721	47,155	75,566	9,027,363	4,118,142	4,909,221
平成20年度	123,866	45,061	78,805	7,422,473	3,248,144	4,174,329
平成21年度	133,598	47,495	86,103	4,834,347	2,113,618	2,720,729
平成22年度	124,170	50,511	73,659	4,575,918	2,178,155	2,397,763
平成23年度	122,248	54,003	68,245	4,526,558	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218	59,204	71,014	4,569,985	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944	63,038	72,906	4,639,246	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056	60,227	60,829	4,487,765	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117	59,954	60,163	4,439,910	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790	55,870	55,920	4,229,898	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978	51,488	48,490	3,807,560	2,206,492	1,601,068

【専門実践教育訓練給付】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	6,640 (5,867)	3,045 (2,706)	3,595 (3,161)	1,157,988	596,326	561,662
平成28年度	20,874 (9,630)	8,842 (3,820)	12,032 (5,810)	2,853,065	1,353,656	1,499,408
平成29年度	38,781 (13,229)	15,217 (4,877)	23,564 (8,352)	4,933,337	2,200,394	2,732,944

【教育訓練支援給付金】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	4,766 (1,587)	1,769 (577)	2,997 (1,010)	607,363	238,282	369,081
平成28年度	15,963 (2,632)	5,684 (918)	10,279 (1,714)	2,150,565	810,297	1,340,268
平成29年度	27,342 (3,015)	9,240 (934)	18,102 (2,081)	3,807,247	1,360,183	2,447,065

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

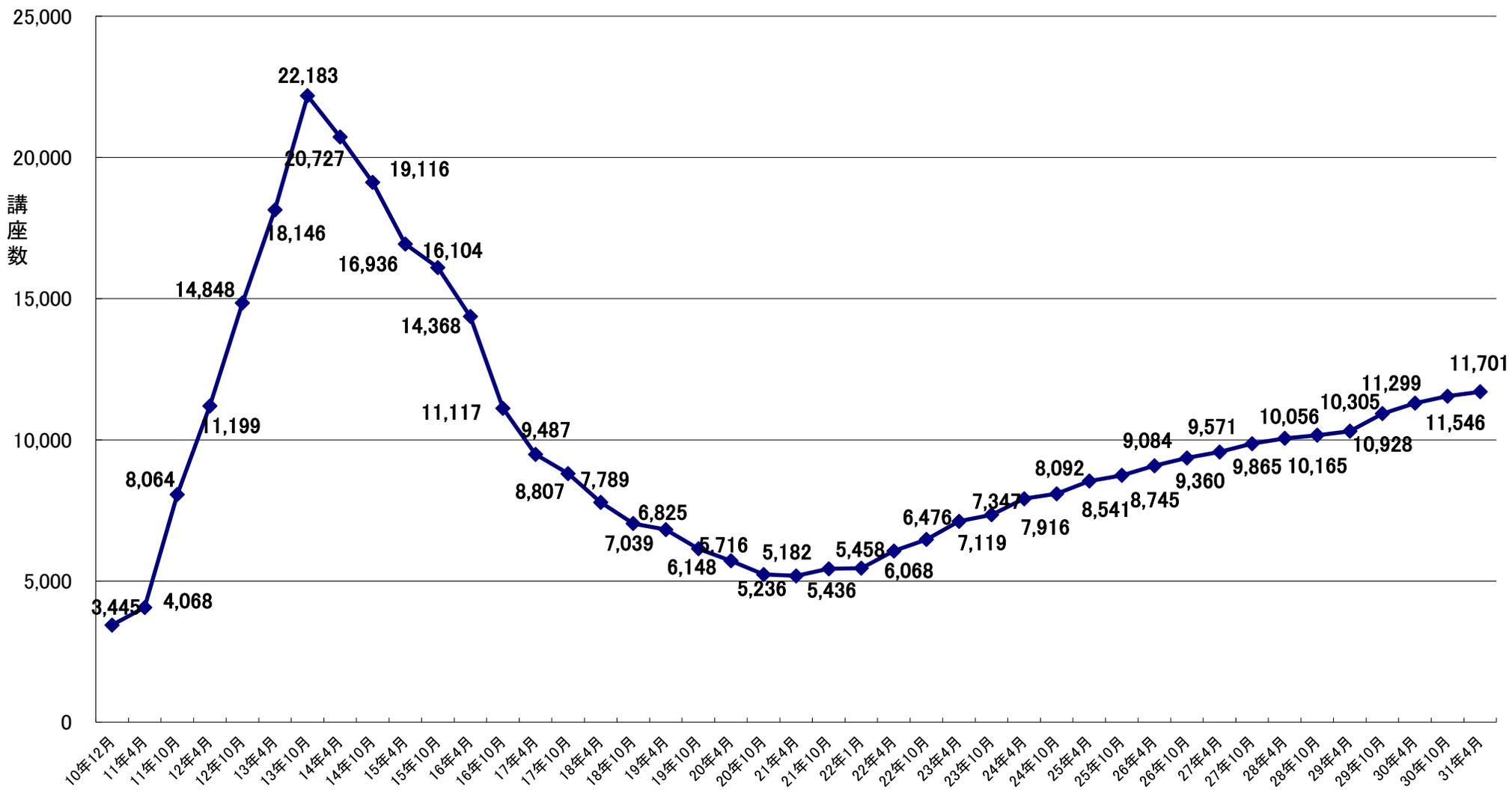
(注3)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始している。

(注4)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金の下段()の数字は初回受給者数である。

一般教育訓練対象講座の指定状況の推移（制度創設～平成31年4月指定分まで）

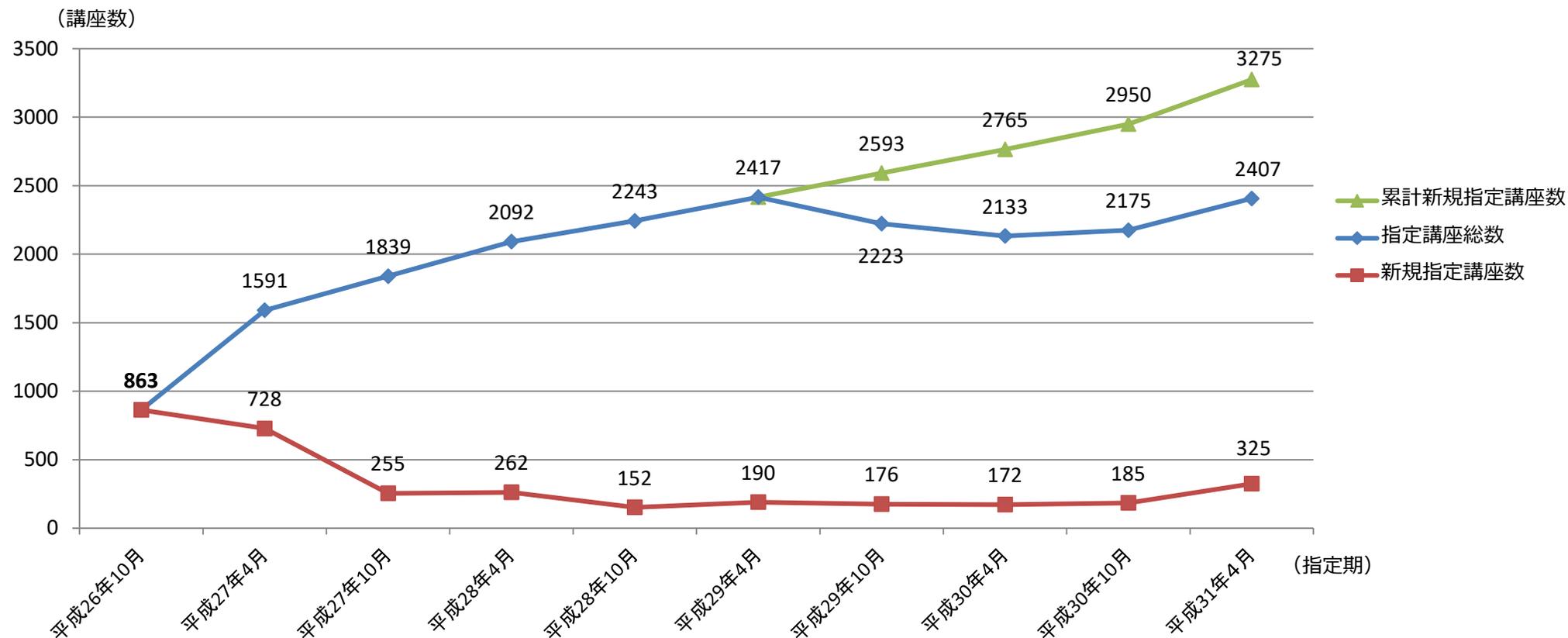
一般教育訓練 指定講座数（H31.4.1現在）

◆ 指定講座数



指定時期

専門実践教育訓練対象講座の指定状況の推移（制度創設～平成31年4月指定分まで）



指定講座総数（平成31年4月時点）2,407の内訳

第一類型

業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数) 1,406講座
例) 介護福祉士、看護師等

第二類型

専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数) 745講座
例) 商業実務、衛生関係等

第三類型

専門職学位課程
講座数) 81講座

例) 教職員大学院、法科大学院等

第四類型

大学等の職業実践力育成プログラム

講座数) 110講座

例) 特別の課程(保健) 特別の課程(社会科学・社会)等

第五類型

一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数) 20講座

例) 情報処理安全確保支援士等

第六類型

第四次産業革命スキル習得講座

講座数) 45講座

例) AI、データサイエンス、セキュリティ等

第七類型

専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数) 0講座

専門実践教育訓練に係る新規指定講座数の推移（指定期間ごと）

指定期	新規指定講座数	うち第一類型	うち第二類型	うち第三類型	うち第四類型	うち第五類型	うち第六類型	うち第七類型
平成26年10月	863	450	384	29	-	-	-	-
平成27年4月	728	539	147	42	-	-	-	-
平成27年10月	255	98	156	1	-	-	-	-
平成28年4月	262	148	84	7	23	-	-	-
平成28年10月	152	61	70	3	14	4	-	-
平成29年4月	190	90	62	8	27	3	-	-
平成29年10月	176	75	76	3	15	7	-	-
平成30年4月	172	80	38	9	17	12	16	-
平成30年10月	185	105	52	2	7	4	15	-
平成31年4月	325	223	68	8	11	0	15	0

※ 指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座が存在するため、各期の新規指定講座数を合算した数と、平成31年4月時点の指定講座総数は、一致しない。